明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○除籍の一部が滅失した件（法務五六〇）　一
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同五六一）　二
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（外務三九八）　二
○核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約のシンガポール共和国による批准に関する件（同三九九）　二
○国際刑事裁判所に関するローマ規程のブルンジ共和国による脱退に関する件（同四〇〇）　二
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務三二五～三二七、三二九、三三〇）　三
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同三二八）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一九八一～一九九六）　四
○高速自動車国道に関する件（国土交通一一四〇、一一四一）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（東北地方整備局二四四）　七
○道路に関する件（中部地方整備局九六、九七）　八
○都市計画に関する件（近畿地方整備局二〇〇）　八

〔国会事項〕　八

〔人事異動〕

内閣府　外務省　九

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一〇
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一〇
労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇
最低賃金の改正決定に関する公示（鹿児島労働局最低賃金公示三）　一〇

〔公告〕

官庁

押収物還付、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
諸事項　一〇
会社その他　一一

告示

○法務省告示第五百六十号

徳島市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十九年十二月七日

法務大臣　上川　陽子

徳島県板野郡応神村古川字北百十五番地ノ一

髙畠佐太郎

○法務省告示第五百六十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十九年十二月七日

法務大臣　上川　陽子

氏名　トミー・ホンシン・オウ

生年月日　千九百八十三年十月二十一日

○外務省告示第三百九十八号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十九年十二月七日

外務大臣　河野　太郎

一　ロシア連邦大使館周辺地域

期間	地域
平成二十九年十二月十八日から平成三十年十二月十七日まで	東京都港区 麻布台一丁目（一番から二十九番まで）、麻布台二丁目、麻布台三丁目、麻布狸穴町、麻布永坂町、東麻布一丁目（一番から二十三番まで）、東麻布二丁目（一番から三十番まで）、東麻布三丁目（一番から八番まで）、芝公園三丁目（六番）、芝公園四丁目（一番から五番まで）、虎ノ門五丁目、六本木三丁目（十六番から十八番まで）、六本木五丁目（十二番から十八番まで）、麻布十番一丁目（一番から四番まで）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の部分及び側端の区域に接する道路の区間に接するこれら道路の区間並びにこれらの道路の交差点。ただし、都道環状三号線及び都道三〇一号線（愛宕下通り）の部分を除く。

二　ロシア連邦通商代表部周辺地域

期間	地域
平成二十九年十二月十八日から平成三十年十二月十七日まで	東京都港区 高輪三丁目（九番から十三番まで）、高輪四丁目、東京都品川区 北品川六丁目、東五反田三丁目

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、国道一号線（桜田通り）、都道環状六号線及び国道十五号線（第一京浜国道）の部分を除く。

三　在札幌ロシア連邦総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十九年十二月十八日から平成三十年十二月十七日まで	北海道札幌市中央区 南十二条西九丁目、南十二条西十丁目、南十二条西十一丁目